

地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程

平成22年4月1日

規程 4-1

〔沿革〕 平成22年9月30日規程4-1-1=一部改正
平成22年11月30日規程4-1-2=一部改正
平成23年3月31日規程4-1-3=一部改正
平成23年9月30日規程4-1-4=一部改正
平成23年11月30日規程4-1-5=一部改正
平成24年7月31日規程4-1-6=一部改正
平成25年3月26日規程4-1-7=一部改正
平成25年6月28日規程4-1-8=一部改正
平成25年10月31日規程4-1-9=一部改正
平成26年3月31日規程4-1-10=一部改正
平成26年9月30日規程4-1-11=一部改正
平成26年12月25日規程4-1-12=一部改正
平成27年3月30日規程4-1-13=一部改正
平成27年7月31日規程4-1-14=一部改正
平成28年3月24日規程4-1-15=一部改正
平成28年4月28日規程4-1-16=一部改正
平成28年12月27日規程4-1-17=一部改正
平成29年3月31日規程4-1-18=一部改正
平成29年11月1日規程4-1-19=一部改正
平成29年11月30日規程4-1-20=一部改正
平成30年2月28日規程4-1-21=一部改正
平成30年3月22日規程4-1-22=一部改正
平成30年12月1日規程4-1-23=一部改正
平成30年12月21日規程4-1-24=一部改正
平成31年2月21日規程4-1-25=一部改正
令和元年12月24日規程4-1-26=一部改正
令和2年2月28日規程4-1-27=一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給料等（第4条—第15条）
- 第3章 扶養手当（第16条—第20条）
- 第4章 地域手当（第21条—第24条）
- 第5章 住居手当（第25条—第28条）
- 第6章 初任給調整手当（第29条—第32条）
- 第7章 通勤手当（第33条—第38条）
- 第8章 単身赴任手当（第39条—第41条）

- 第9章 特殊勤務手当（第41条－第45条）
- 第10章 超過勤務手当等（第46条－第51条）
- 第11章 期末手当（第52条－第55条）
- 第12章 勤勉手当（第56条－第58条）
- 第13章 診療賞与
- 第14章 削除
- 第15章 自宅等待機手当（第65条－第67条）
- 第16章 休職者等の給与（第68条－第72条）
- 第17章 補則（第73条－第77条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）及び地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則（以下「再雇用職員就業規則」という。）の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 この規程で「給与」とは、給料、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、診療賞与及び自宅等待機手当をいう。

（給与の支払）

第3条 この規程に基づく給与は現金で支払わなければならない。

- 2 職員の給与は、何人も、法律によって特に認められた場合を除く外、職員の給与からその職員が支払うべき金額を差引きまたは差引かせてはならない。
- 3 職員の給与は、直接その職員に支払わなければならない。

第2章 給料等

（給料の支給）

第4条 給料は、職員就業規則第24条第1項に規定する所定労働時間（以下「所定労働時間」という。）による勤務に対する報酬であって、すべての職員に対して支給する。

- 2 各職員に支給する給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

（給料表）

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表（別表第1）
- (2) 医療職給料表（別表第2）
 - ア 医療職給料表(1)
 - イ 医療職給料表(2)
 - ウ 医療職給料表(3)
- (3) 介護福祉職給料表（別表第3）

（職務の級）

第6条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを前条の給料表（以

下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

(初任給及び異動した場合の号俸)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

2 一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、理事長が定める場合にあつては、理事長が別に定める日に昇給を行うことができる

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあつては、3号俸)とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

3 満55歳(理事長が定める職員にあつては、56歳以上の年齢で理事長が定めるもの)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあつては、3号俸)」とあるのは、「1号俸」とする。

4 職員就業規則第11条のただし書きに該当する職員における第2項の適用については、同項中「4号俸(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあつては、3号俸)」とあるのは、「2号俸(職務の級が1級である職員については、理事長が定める号俸に達するまでは、3号俸)」とする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の更正)

第9条 理事長は、職員の現に受けている給料月額が、その者の担当する職務の内容及び責任の度合が同程度である他の職員との権衡上適当でないとき、その者の給料月額を上位に定めることができる。

(再雇用職員の給料月額)

第10条 再雇用職員就業規則第5条の規定により採用された再雇用職員の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 再雇用常勤職員 その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額

(2) 再雇用短時間職員 その者に適用される前号に規定する給料月額に、再雇用職員就業規則第18条第2項の規定により定められたその者の労働時間を職員就業規則第24

条第1項に規定する労働時間で除して得た数を乗じて得た額

(給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関する実施規定)

第11条 第5条から前条までに定めるもののほか、職員の給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給料の支払方法)

第12条 給料は、毎月その月額を支給する。

2 職員の毎月の給料は、その月の16日に支給するものとする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この条において「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日の直後の日曜日、休日又は土曜日でない日に支給するものとする。

第13条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）を離職した常勤の役職員が即日職員となったときは、その翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から職員就業規則第26条第1項第1号、労働時間規程第2条第3項、第5項及び第3条第1項並びに第22条の規定による休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第14条 削除

(給料の特別調整額)

第15条 理事長は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち理事長が指定するものについて、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

2 前項の特別調整額表に定める給料月額の特別調整額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額の100分の25を超えてはならない。

第3章 扶養手当

(扶養手当の支給)

(扶養手当の支給)

第16条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「医療職（1）4級職員」という。）に対しては、支給しない。

(扶養親族)

第17条 前条の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

2 扶養親族の認定に関し必要な事項は、理事長が定める。

(扶養手当の額)

第18条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「事務職8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前条第1項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給方法)

第19条 新たに職員となった者に扶養親族（医療職（1）4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医療職（1）4級職員から医療職（1）4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（医療職（1）4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第17条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び医療職（1）4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（医療職（1）4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、医療職（1）4級職員から医療職（1）4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職（1）4級職員以外となった日、職員に扶養親族（医療職（1）4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、医療職（1）4級職員以外の職員から医療職（1）4級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職（1）4級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（医療職（1）4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族

たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（医療職（1）4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医療職（1）4級職員が医療職（1）4級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級職員が事務職8級職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医療職（1）4級職員以外のものが医療職（1）4級職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級職員以外のものが事務職8級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第20条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第4章 地域手当

（地域手当の支給）

第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して理事長が定める地域に在勤する職員に対して支給する。

（地域手当の額）

第22条 地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、100分の1.7を乗じて得た額とする。

第23条 前条の規定にかかわらず、医療職給料表(1)の適用を受ける職員その他理事長が定める職員には、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

（地域手当の支給方法）

第24条 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第5章 住居手当

（住居手当の支給）

第25条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万

2,000円を超える家賃を支払っている職員（職員宿舍を貸与されている職員等で、理事長が定めるものを除く。）

(2) 第39条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舍その他の理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの

（住居手当の額）

第26条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、当該区分に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万4,500円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

イ 月額2万4,500円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万4,500円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万5,200円を超えるときは、1万5,200円）を1万2,500円に加算した額

(2) 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（住居手当の支給方法）

第27条 新たに職員となった者が住居手当の支給の要件を具備する職員である場合又は職員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに住居手当の支給の要件を具備した場合

(2) 住居手当の支給の要件を欠くに至った場合

(3) 住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の月額その他の支給に住居手当の支給に関する事項に変更があった場合

2 住居手当の支給は、新たに職員となった者が住居手当の支給の要件を具備する職員である場合においてはその者が職員となった日、住居手当を受けていない職員が新たに前項第1号の規定に該当する職員となった場合においてはその該当することとなった日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはその者が離職し、又は死亡した日、住居手当を受けている職員が前項第2号に該当する職員となった場合においてはその該当することとなった日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 住居手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その変更のあつた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

第28条 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第6章 初任給調整手当

(初任給調整手当の支給)

第29条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員(第2号に掲げる職にあっては、理事長の定める職員に限る。)に対して支給する。

- (1) 医師免許又は歯科医師免許を必要とする職のうち採用が困難と認められるもの
- (2) 前号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用について特別の事情があると認められるもの

2 前項第2号の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員で理事長の定めるものに対しては、同項の規定に準じ、初任給調整手当を支給する。

(初任給調整手当の支給期間)

第30条 初任給調整手当の支給期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 前条第1項第1号の規定に該当する職員にあっては、その採用の日以後引き続き同号に規定する職にある期間
- (2) 前条第1項第2号の規定に該当する職員にあっては、その採用の日以後引き続き同号に規定する職にある5年以内の期間
- (3) 前条第2項の規定に該当する職員にあっては、前号の規定に準じ、理事長が定める期間

(初任給調整手当の額)

第31条 第29条第1項の規定に該当する職員に対して支給する初任給調整手当の月額は、別表第4に掲げる額とする。ただし、社会一般の情勢を考慮しその額が適当でないと理事長が認める場合においては、当該額を減ずることができる。

2 第29条第2項の規定に該当する職員に対して支給する初任給調整手当の月額は、前項の規定に準じ、理事長が定める。

(初任給調整手当の支給方法)

第32条 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第7章 通勤手当

(通勤手当の支給)

第33条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長の定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号

に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(通勤手当の額)

第34条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。以下この章において同じ。）につき、理事長が定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、当該1箇月当たりの運賃等相当額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- (2) 前条第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、支給単位期間につき、当該区分に掲げる額（再雇用短時間職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあつては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

自動車等を使用する距離	額
片道2キロメートル未満	2,460円
片道2キロメートル以上10キロメートル未満	2,460円に2キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに680円を加えた額
片道10キロメートル以上25キロメートル未満	7,900円に10キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに620円を加えた額
片道25キロメートル以上40キロメートル未満	1万7,200円に25キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに610円を加えた額
片道40キロメートル以上60キロメートル未満	2万6,350円に40キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに420円を加えた額
片道60キロメートル以上75キロメートル未満	3万4,750円に60キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに420円を加えた額
片道75キロメートル以上	41,050円

- (3) 前条第3号に掲げる職員 前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものにあつては、第1号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額）が前号に定める額に満たない場合にあつては、前号に定める額）とする。
- 2 前条第1号又は第3号に掲げる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃相当額の算出の基礎となる運賃等に含めて前項の規定により算出した額（高速自動車国道を利用する職員にあつては前項第2号に定める額に特別料金等の額を加えた額の合計額（8万5,000円を超えるときは、8万5,000円））に相当する額とする。
- 3 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
（通勤手当の支給方法）

第35条 職員が、新たに第33条に規定する職員となった場合、又は同条に規定する職員が、次の各号の一に該当する場合においては、その職員は、直ちにその通勤の実情を理事長に届け出なければならない。

- (1) 勤務箇所を異にして異動した場合
- (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合
- 2 前項第2号に掲げる変更により第33条に規定する職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。
- 3 理事長は、職員から前2項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第33条に規定する職員であるときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。

第36条 通勤手当の支給は、職員が新たに第33条に規定する職員になった場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条に規定する職員でなくなった場合においてはその日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後

にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

第37条 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

第38条 前3条に定めるもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

第8章 単身赴任手当

（単身赴任手当の支給）

第39条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員に対しては、同項及び次条の規定に準じ、単身赴任手当を支給する。

（単身赴任手当の額）

第40条 単身赴任手当の月額は、3万円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下この条において「交通距離」という。）が理事長の定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万6,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。

（単身赴任手当の支給方法）

第41条 単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第9章 特殊勤務手当

（特殊勤務手当の支給）

第42条 特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員であって、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに対して支給する。

(1) 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する者

(2) 職務の複雑、困難若しくは責任の度合又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他労働条件が同じ職務の級に属する他の職に比して特殊な職に従事することを命ぜられた者
（特殊勤務手当の種類、支給対象職員及び額）

第43条 特殊勤務手当の種類、支給対象職員及び額は、別表第5のとおりとする。

第44条 削除

(特殊勤務手当の支給方法)

第45条 特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて、その月の分を翌月の給料支給日に支給する。

第10章 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第46条 正規の労働時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の労働時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第74条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の労働時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の労働時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務職員が、正規の労働時間が割り振られた日において、正規の労働時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の労働時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の労働時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項に定めるもののほか、労働時間規程第3条第1項又は第22条の規定により、あらかじめ労働時間規程第2条第4条若しくは第5項又は第22条の規定により割振られた1週間の正規の労働時間（次項及び第5項において「割振り変更前の正規の労働時間」という。）を超えて正規の労働時間を割振られた職員には、当該正規の労働時間中に勤務した全時間（理事長が定める時間を除く。）に対して労働1時間につき、第74条に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の労働時間外に勤務することを命ぜられ、正規の労働時間外にした勤務（職員就業規則第26条第1項第1号、労働時間規程第2条第3項、第4項、第5項及び第3条第1項並びに第22条の規定による休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。）の時間と労働時間規程第3条第1項又は第22条の規定により割振り変更前の正規の労働時間を割り振られ、当該正規の労働時間中にした勤務の時間（理事長が定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、労働1時間につき、第74条に規定する労働1時間当たりの給与額に、正規の労働時間外にした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の労働時間を超えて正規の労働時間中にした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 労働時間規程第13条第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当

該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第74条に規定する労働1時間当たりの給与額に、正規の労働時間外にした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の労働時間を超えて正規の労働時間中にした勤務にあつては100分の50から第3項に規定する理事長が定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する理事長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日給）

第47条 正規の労働時間が割り振られた日が職員就業規則第26条第1項第2号に規定する休日（労働時間規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。次項及び第50条において「祝日法による休日等」という。）又は職員就業規則第26条第1項第3号に規定する休日（労働時間規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。次項及び第50条において「年末年始の休日等」という。）に当たっても、正規の給与を減額しない。

- 2 祝日法による休日等（再雇用職員就業規則第18条第2項若しくは職員就業規則第26条第1項第1号の規定により毎日曜日を休日と定められている職員以外の職員にあつては、職員就業規則第26条第1項第2号に規定する休日が職員就業規則第26条第1項第1号、労働時間規程第2条第6項若しくは第4項又は第22条の規定による休日に当たるときは、理事長が定める日）及び年末年始の休日等において、正規労働時間中に労働することを命ぜられた職員には、正規の労働時間中に労働した全時間に対して、労働1時間につき、第74条に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

（夜勤手当）

第48条 正規の労働時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に労働した全時間に対して、労働1時間につき、第74条に規定する労働1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（宿日直手当）

第49条 正規の労働時間外又は職員就業規則第26条第1項に規定する休日の正規の労働時間中において、宿日直勤務することを命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

- 2 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる宿日直勤務1回につき、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において理事長が定める額（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で理事長が定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。ただし、その勤務した時間が5時間未満の場合は、当該理事長が定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務 2万5,000円
 - (2) 救急の外来患者等に関する業務その他理事長が定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務 6,100円
 - (3) 前2号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤務 4,400円
- 3 第1項の勤務は、第46条、第47条第2項及び前条の勤務には含まれないものとする。
(管理職員特別勤務手当)
- 第50条 第15条第1項の規定により理事長が指定する職にある職員が次の各号のいずれかに該当する勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要による職員就業規則第26条第1項、労働時間規程第2条第3項及び第4項並びに第22条の規定による休日（次号において「週休日等」という。）における勤務
 - (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要による週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間における勤務
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる勤務1回につき、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる勤務 1万2,000円を超えない範囲内において理事長が定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる勤務 6,000円を超えない範囲内において理事長が定める額
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(超過勤務手当等の支給日)

第51条 第45条の規定は、第46条から前条までの規定による給与の支給について準用する。ただし、労働時間規程第13条第1項の規定により超勤代休時間を指定された職員が当該超勤代休時間に特に勤務することを命ぜられ、当該超勤代休時間に勤務したい場合に支給する第46条第5項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により支給することを要しないこととされた超過勤務手当は、当該超勤代休時間の属する月の翌月の給料支給日に支給する。

第11章 期末手当

(期末手当の支給)

第52条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この章及び附則第10項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその日の直前の金曜日である日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第21条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（第68条第4項の規定の適用を受ける職員及び理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

(期末手当の額)

第53条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（こ

これらの職員のうち、理事長が定めるものを除く。第57条及び附則第13項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の110を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 2 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 3 第1項の期末手当基礎額は、前条の職員がそれぞれその基準日現在(退職し又は解雇された職員にあっては、退職し又は解雇された日現在)において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表ごとに理事長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額(理事長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。
- 5 第1項に規定する在職期間の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。
(期末手当の冬季加算額)

第53条の2 期末手当の額は、12月10日に支給する場合においては前条により得られた期末手当の額に、基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)における次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に、前条第1項後段に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

- (1) 世帯主(主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。)である職員であって、第17条第1項に規定する扶養親族のあるもの 89,000円
- (2) 世帯主である職員であって、前号に掲げる職員以外のもの 51,000円
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 36,800円

(期末手当の地域加算額)

第53条の3 期末手当の額は、次に掲げる病院(訪問看護事業所及び介護医療院を含む。)、介護老人保健施設及び看護師養成所(次項において「病院等」という。)に勤務する職員(基準日前6箇月以内の期間において勤務した者を含む。)に対しては、第53条により得られた期末手当の額(12月10日に支給する場合においては前2条により得られた期末手当の額)に次項に定める額を加算する。

- (1) 長野県立阿南病院(長野県立阿南病院訪問看護ステーションさくらを含む。)
- (2) 長野県立木曽病院(長野県立木曽病院介護医療院を含む。)
- (3) 長野県阿南介護老人保健施設

(4) 長野県木曾介護老人保健施設

(5) 信州木曾看護専門学校

2 期末手当の地域加算額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の前項第1号から第5号までに掲げる病院等に勤務した期間に応じ、第53条第1項後段に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 180,000円

(2) (1)の職員以外の職員 15,000円

(期末手当の支給制限)

第54条 次の各号のいずれかに該当する者には、第52条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日(第52条の規定により期末手当を支給する日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日までの間に職員就業規則第21条第3項第5号の規定により解雇された職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第21条第1項第2号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第55条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項に規定する期末手当の支給の一時差し止め(以下この条において「一時差止」という。)を行った場合には、当該一時差止を受けた者に書面を交付しなければならない。

3 前項の書面の交付は、一時差止を受けた者の所在を知ることができない場合においては、民法(明治29年法律第89号)第98条の規定による公示の方法により行うものとする。

- 4 一時差止を受けた者は、当該一時差止後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げない。
- 7 理事長は、一時差止を行った場合には、当該一時差止を受けた者に対し、一時差止の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、一時差止に関し必要な事項は、理事長が定める。

第12章 勤勉手当

(勤勉手当の支給)

第56条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条、次条及び附則第10項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第21条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

(勤勉手当の額)

第57条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前条の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し又は解雇された職員にあっては、退職し又は解雇された日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月30日に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）、12月10日に支給する場合においては100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額
- (2) 前条の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、6月30日に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）、12月10日に支給する場合においては100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じ

て得た額の総額

2 前項の勤勉手当基礎額は、前条の職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

3 第53条第4項の規定は、第1項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第57条第2項」と読み替えるものとする。

(期末手当に関する規定の準用)

第58条 第54条及び第55条の規定は、第56条の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第54条中「第52条」とあるのは「第56条」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第56条に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ)から」と読み替えるものとする。

第13章 診療賞与

第59条 診療賞与は、9月1日及び3月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する理事長が別に定める職員(第5条第2号に定める医療職給料表(1)の適用を受ける職員に限る。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の診療実績に応じ、各基準日の属する給与支給日に支給する。

2 診療賞与の額は、理事長が別に定める診療賞与基礎額に、職員の診療実績に基づき100分の200を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 診療賞与を支給する職員に対しては、第29条に規定する初任給調整手当は支給しない。

第60条から第61条まで 削除

第14章 削除

第62条から第64条まで 削除

第15章 自宅等待機手当

(自宅等待機手当の支給)

第65条 自宅等待機手当は、救急業務その他理事長が定める業務に対応するため、勤務時間外に自宅等において待機を命ぜられた職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が同項に規定する待機の間に出し(救急業務その他理事長が定める業務に対応するため、職員が勤務する県立病院等から職員に対し電話等の方法により当該県立病院等において勤務するよう通知されることをいう。以下同じ。)を受けたにもかかわらず、当該呼出しに係る勤務を行わなかった場合は、自宅等待機手当は支給しない。

(自宅等待機手当の額)

第66条 自宅等待機手当の額は、次の各号に掲げる待機一回につき、当該各号に定める額とする。ただし、その待機を行った時間が5時間未満の場合は、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 職員就業規則第26条に規定する休日に命ぜられた待機 600円

(2) (1)の待機以外の待機 400円

(自宅等待機手当の支給方法)

第67条 自宅等待機手当は、給料の支給方法に準じて、その月の分を翌月の給料支給日に支給する。

第16章 退職者等の給与

(心身の故障による退職)

第68条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第13条第1項第1号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患のため、職員就業規則第13条第1項第1号の規定により休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまで給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の全額を支給し、満2年をこえ満3年に達するまで、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障のため、職員就業規則第13条第1項第1号の規定により休職にされたときは、その休職の期間が満2年（成人病その他の理事長が定める心身の故障のため休職にされたときは、満3年）に達するまで、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 前2項又は第70条に規定する職員が当該規定による期間内で第52条に規定する基準日前1箇月以内に退職し又は解雇されたときは、同条の規定による支給日に当該規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

5 第54条及び第55条の規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第54条中「、第52条」とあるのは、「、第68条第4項」と読み替えるものとする。

（刑事事件に基づく休職）

第69条 職員が職員就業規則第13条第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内の額を支給することができる。

（他の職務に従事した場合の休職）

第70条 職員が職員就業規則第13条第1項第3項の規定により休職にされたときはその休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内の額を支給することができる。

（休職者等の給与の支給制限）

第71条 休職中の職員に対しては、当該休職の期間中、前3条に規定する以外のいかなる給与も支給しない。

（育児休業者の期末手当等の支給）

第72条 第52条に規定するそれぞれの基準日に地方独立行政法人長野県立病院機構職員の育児休業等、自己啓発休業等及び修学部分休業に関する規程（以下「休業規程」という。）の規定に基づく育児休業（次項において「育児休業」という。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定める期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第56条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（欠勤者の給与の支給制限）

第72条の2 欠勤中の職員に対しては、当該欠勤の期間中、いかなる給与も支給しない。

第17章 補則

(給与の減額)

第73条 職員が勤務しないときは、労働時間規程第13条第1項に規定する超勤代休時間又は職員就業規則第29条に規定する休暇(介護休暇及び介護時間を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第74条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第74条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの(第46条から第48条までに規定する手当にあっては、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が定める時間を減じたもの)で除して得た額とする。

2 初任給調整手当及び特殊勤務手当(理事長が定めるものを除く。)の支給を受ける職員の第46条から第48条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。ただし、特殊勤務手当については、第46条から第48条までに規定する手当の対象となる勤務が特殊勤務手当の支給の対象となるものである場合に限る。

(特定の職員についての適用除外)

第75条 第46条、第47条第2項及び第48条の規定は、第15条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

2 第3章、第23条、第5章、第6章及び第53条の2の規定は、再雇用職員には適用しない。

(給与の口座振替)

第76条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(実施規定)

第77条 この規程に基づく給与の支給に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(継承職員の給料の特例)

2 継承職員(地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者をいう。以下同じ)で、この規定の施行日の前日において一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)附則第9項から附則第12項までの規定(以下「経過措置」という。)による給料を支給されていたものには、この規程による給料月額のほか、経過措置に準じて、給料を支給する。

(権衡職員の給料の特例)

3 前項に規定する職員以外の職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給することができる。

(昇給に関する特例)

4 施行日以後最初に行われる継承職員に係る第8条第1項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続き長野県職員としての在職期間に係る当該職員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。

(期末手当及び勤勉手当に在職期間に関する特例)

5 平成22年6月1日を基準日とする継承職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第53条第1項又は第56条の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く長野県職員としての在職期間又は勤務成績は、第53条第1項の在職期間又は第56条の勤務成績とみなす。

(初任給調整手当の特例)

6 継承職員に係る第29条から第32条までの規定の適用については、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する条例第17条の10から第17条の13までの規定により支給されていた初任給調整手当の支給期間及び支給額は、第29条から第32条までの規定により支給された初任給調整手当の支給期間及び支給額とみなす。

7 当分の間、採用が特に困難であると認められる職で理事長が定めるものに在職する職員に対して支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、第29条から第31条までの規定にかかわらず、法人の予算及び社会一般の情勢を考慮し理事長が定める。

(長野県以外の地域に勤務する職員の地域手当等の特例)

8 当分の間、研修等を命ぜられ長期間にわたり長野県以外の地域に勤務することとなった職員で、地域手当及び単身赴任手当(以下「地域手当等」という。)の支給について、地域手当等を支給される他の職員との権衡上特に配慮する必要があると認められるものに対し、第4章及び第8章の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける一般職に属する国家公務員の例により計算した額を超えない範囲内において、理事長が定めるところにより、地域手当等を支給することができる。

9 前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員であって、地方独立行政法人長野県立病院機構旅費規程第24条の規定により日額旅費を支給される職員には、地域手当等を支給しない。

(55歳を超える職員の給与の特例)

10 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第12項及び第13項において「最低号俸に達しない場合」という。))にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第12項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第53条第4項の規定の適用を受ける職員にあつ

ては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第57条第3項において準用する第53条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第13項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第57条第1項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第3項において準用する第53条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第13項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第57条第1項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第68条第1項から第4項まで、第69条又は第70条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第68条第1項 前各号に定める額

イ 第68条第2項 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 第68条第2項に規定する休職の期間が満2年に達するまでの場合 第1号から第3号までに定める額

(イ) 第68条第2項に規定する休職の期間が満2年を超え満3年に達するまでの場合 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第68条第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

- エ 第68条第4項 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 第68条第2項に規定する休職（当該休職の期間が満2年に達するまでの場合に限る。）の場合 第3号に定める額
- (イ) 第68条第2項に規定する休職（当該休職の期間が満2年を超え満3年に達するまでの場合に限る。）又は同条第3項に規定する休職の場合 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (ウ) 第70条に規定する休職の場合 第3号に定める額に、同条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- オ 第69条 第1号及び第2号に定める額に、同条の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- カ 第70条 第1号から第3号までに定める額に、同条の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給 料 表	職務の級
事務職給料表	6 級
医療職給料表(2)	6 級
医療職給料表(3)	6 級

- 11 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 12 附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第46条から第48条まで又は第73条に規定する労働1時間当たりの給与額は、第74条の規定にかかわらず、同条第1項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもの（第46条から第48条までに規定する手当にあっては、1週間当たりの労働時間に52を乗じたものから第45条第1項に規定する理事長が定める時間を減じたもの）で除して得た額に100分の0.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもの（第46条から第48条までに規定する手当にあっては、1週間当たりの労働時間に52を乗じたものから第74条第1項に規定する理事長が定める時間を減じたもの）で除して得た額）に相当する額を減じた額（同条第2項の規定の適用を受ける職員にあっては同項に規定する理事長が定める額から、理事長が定める額に100分の0.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、理事長が定める額）に相当する額を減じた額）とする。
- 13 附則第10項の規定が適用される間、第57条第1項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.425（特定幹部職員にあっては、100分の0.525）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあっては100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- （平成25年4月1日における昇給の特例）
- 14 平成25年4月1日に行う職員の昇給は、平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、その他当該職員の昇給の実施に関し

必要な事項は、理事長が定める。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

- 15 平成25年4月1日において29歳に満たない職員のうち、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定に基づき長野県職員から地方独立行政法人長野県立病院機構職員となったものであって、平成21年1月1日において一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第8条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額等の特例)

- 16 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（附則第18項において「特例期間」という。）における職員（次の表の左欄に掲げる給料表ごとに同表の中欄に掲げる職にある職員に限る。以下この項及び第18項において同じ。）の給料月額（附則第2項の規定による給料を含み、附則第10項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項第1号に定める額に相当する額を減ぜられた給料月額（附則第2項の規定による給料を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）は、第5条から第11条まで、附則第2項及び附則第10項の規定にかかわらず、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

給料表	職名	割合
事務職給料表	事務局長	100分の8.4
	部長	100分の6.7
医療職給料表(1)	院長、副院長	100分の8.4
医療職給料表(2)	部長、副部長	100分の6.7
医療職給料表(3)	部長、看護学校準備室長、副看護部長	100分の6.7

- 17 第2条に規定する手当及び地方独立行政法人長野県立病院機構職員退職手当規程（平成22年4月1日規程4-3）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は、適用しない。

- 18 特例期間における職員の給料の特別調整額は、第15条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により理事長が定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当の額の算出の基礎となる給料の特別調整額については、この限りでない。

(平成26年4月1日及び平成27年4月1日における号俸の調整)

- 19 平成26年4月1日において45歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める期日において第8条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。）その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸と

する。

(1) 30歳以上45歳未満の職員 平成21年1月1日

(2) 30歳に満たない職員 平成20年1月1日

20 平成27年4月1日において47歳以上の職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける職員及び再任用職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第8条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成27年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

21 地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則（平成22年4月1日規程3-1。以下「職員就業規則」という。）第38条第2項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前2項の規定の適用については、前2項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号俸に応じた額に、地方独立行政法人長野県立病院機構労働時間及び休暇等に関する規程（平成22年4月1日規程3-8）第2条第1項の規定により定められたその者の労働時間を職員就業規則第24条第1項に規定する所定労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（平成29年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例）

22 平成29年12月に支給する期末手当の額については、第53条第4項の規定（同項中括弧内後段に規定する額の加算に関する規定を除く。）は、適用しないものとし、勤勉手当の額については、第57条第1項第1号中「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とあるのは「100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の70）」と、同項第2号中「100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」とあるのは「100分の5（特定幹部職員にあっては、100分の15）」と、同条第3項の規定（第53条第4項中括弧内後段に規定する額の加算に関する規定の準用に関する規定を除く。）は、適用しないものと、附則第13項中「100分の0.425（特定幹部職員にあっては、100分の0.525）」とあるのは「100分の0.25（特定幹部職員にあっては、100分の0.35）」と、「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とあるのは「100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の70）」とする。

（平成30年1月1日から平成30年2月28日までの間における給料月額の特例）

23 平成30年1月1日から平成30年2月28日までの間における院長の職にある職員の給料月額は、第5条から第11条までの規定にかかわらず、給料月額から、その額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第2条に規定する手当及び地方独立行政法人長野県立病院機構職員退職手当規程（平成22年4月1日規程4-3）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りではない。

（平成29年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例の調整）

24 附則第22項の規定により支給する期末手当及び勤勉手当の額と同項の規定による特例を適用しなかった場合に支給される額との差額については、特定幹部職員を除き、平成30年3月16日に支給する。

（平成30年12月に支給する勤勉手当の額の特例）

25 平成30年12月に支給する勤勉手当の額については、第57条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する勤勉手当基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(平成30年12月に支給する勤勉手当の額の特例の調整)

- 26 附則第25項の規定により支給する勤勉手当の額と同項の規定による特例を適用しなかった場合に支給される額との差額については、平成31年3月18日に支給する。

(診療賞与の特例)

- 27 当分の間、採用に影響があると認められる職で理事長が定めるものに在職する職員に対して支給する診療賞与の支給日及び支給額については、第59条の規定にかかわらず、理事長が定める支給日に理事長が定める額を支給する。

附 則 (平成22年9月29日規程4-1-1)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日規程4-1-2)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成23年1月24日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当の額の特例)

- 2 平成22年12月1日を基準日とする期末手当の額は、この規程による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程(以下この項及び附則第3項において「改正後の職員給与規程」という。)第53条第1項(同条第2項又は附則第8項の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程(平成22年4月1日規程4-2。附則第6項において「有期雇用職員給与規程」という。))第26条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第3項から第5項まで(地方独立行政法人長野県立病院機構職員の育児休業等、自己啓発休業及び修学部分休業に関する規程(平成22年4月1日規程3-9。附則第7項において「育児休業規程」という。))第12条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第68条第1項から第4項まで若しくは第70条又は附則第10項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される当該期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(改正後の職員給与規程附則第10項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、改正後の職員給与規程附則第2項の規定による経過措置の適用を受けない職員に限る。))若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で理事長が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第40条に規定する理事長が定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.22を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考

慮して理事長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 俸
事務職給料表	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
医療職給料表(2)	1 級	1号俸から85号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から12号俸まで
医療職給料表(3)	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から80号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から8号俸まで
有期雇用職員給与規程第4条 第2項に規定する給料表		準1から準3まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(理事長が定める者を除く。)に職員給与規程又は有期雇用職員給与規程の規定に基づき支給された同日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第10項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定に基づき長野県職員から地方独立行政法人長野県立病院機構職員となったものであって平成22年1月1日において一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第8条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸

とする。

- 5 地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則（平成22年4月1日規程3-1。以下「職員就業規則」という。）第38条第2項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額、当該号俸に応じた額に、その者の受ける号俸に応じた額に、地方独立行政法人長野県立病院機構労働時間及び休暇等に関する規程（平成22年4月1日規程3-8）第2条第1項の規定により定められたその者の労働時間を職員就業規則第24条第1項に規定する所定労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（実施規定）

- 6 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

（育児休業規程の一部改正）

- 7 育児休業規程の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給与規程附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員に関する読替え）

- 3 育児短時間勤務職員に対する職員給与規程附則第10項の規定の適用については、同項第1号中「号俸の給料月額に」とあるのは「号俸の給料月額に労働時間規程第2条第1項の規定により割り振られたその者の労働時間を職員就業規則第24条第1項に規定する所定労働時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

（有期雇用職員給与規程の一部改正）

- 8 有期雇用職員給与規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中	「	376,000	を	375,000	に改める。
		425,000		424,000	
		478,000		477,000	
		544,000		543,000	
		621,000		620,000	
		726,000		724,000	
		850,000		848,000	
		」		」	

附 則（平成23年3月31日規程4-1-3）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
（平成26年3月31日までの間の住居手当に関する経過措置）
- 2 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第25条第2号又は第4号に該当する職員（この規程の施行の日以後に同条第2号又は第4号に該当することとなる職員を含む。）には、平成26年3月31日までの間、なお従前の例による住居手当を支給する。この

場合において、次の表の左欄に掲げる期間における改正前の職員給与規程第26条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同条第2号中「3,500円」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条第4号中「1,750円」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	3,000円	1,500円
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	2,000円	1,000円
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	1,000円	500円

附 則（平成23年9月30日規程4-1-4）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年11月30日規程4-1-5）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

（地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部改正）

- 2 地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の150」を「100分の160」に改める。

附則第2項中「100分の150」を「100分の160」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

- 3 地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の135」を「100分の140」に、「100分の160」を「100分の155」に改める。

附則第2項中「100分の135」を「100分の140」に、「100分の95」を「100分の102.5」に、「100分の160」を「100分の155」に、「100分の115」を「100分の107.5」に改める。

（地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程の一部改正）

- 4 地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「、「100分の135」を「、「100分の145」に、「100分の150」を「100分の160」に改める。

附則第4項中「100分の135」を「100分の145」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

- 5 地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の115」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の137.5」に、「100分の160」を「100分の155」に改める。

附則第4項中「中「100分の115」を「中「100分の122.5」に、「100分の95」を「100分の102.5」に、「100分の145」を「100分の137.5」に、「は「100分の115」を「は「100分の107.5」に改める。

附 則（平成24年7月31日規程4-1-6）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規程4-1-7）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日規程4-1-8）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年10月31日規程4-1-9）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規程4-1-10）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（医療職給料表(2)の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替え）

2 平成26年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において事務職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において医療職給料表(2)の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

（医療職給料表(2)の適用を受けることとなる職員の号俸の切替え）

3 前項の規定により新級を決定される職員の切替日における号俸は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸）とする。ただし、当該号俸を基礎として昇給、昇給等の規定を適用した場合に同日に受けることとなる号俸が切替日に新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、当該号俸とする。

附則別表 医療職給料表(2)の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
	2級
2級	2級
3級	3級
	4級
4級	5級

附 則（平成26年9月30日規程4-1-11）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程4-1-12）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程第34条1項第2号、別表第1、別表第2及び別表第3のアの規定は平成26年4月1日から、第57条第1項及び附則第13項の規定は平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日規程4-1-13）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(理事長の定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程(以下「給与規程」という。)附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第53条第4項(給与規程第57条第3項において準用する場合及び地方独立行政法人長野県立病院機構職員の育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び修学部分休業に関する規程(平成26年4月1日規程3-9-4)第12条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年3月30日規程4-1-13)附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

- 7 施行日から平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第22条	100分の2.0	100分の2.0を超えない範囲内で理事長が定める割合
第23条	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合
第40条	3万円	3万円を超えない範囲内で理事長が定める額

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 8 給与規程第59条に規定する基準日(その属する月が平成29年3月までのものに限る。以下この項において「基準日」という。)において、施行日の前日から引き続き在職する職員であつて同条に掲げる職員に該当しないもののうち、この規程による改正前の給与規程第59条に掲げる地域に在勤するものに対しては、同条及び給与規程第60条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員及び中欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の寒冷地手当を支給する。

給与規程第60条第1号 に掲げる職員	平成27年11月から平成28年3月まで	17,800円
	平成28年11月から平成29年3月まで	11,800円
給与規程第60条第2号 に掲げる職員	平成27年11月から平成28年3月まで	10,200円
	平成28年11月から平成29年3月まで	4,200円
給与規程第60条第3号 に掲げる職員	平成27年11月から平成28年3月まで	7,360円
	平成28年11月から平成29年3月まで	1,360円

(実施規定)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成27年7月31日規程4-1-14）

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規程4-1-15）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）別表第1、別表第2及び別表第3のアの規定は平成27年4月から、第57条第1項及び附則第13項の規定は平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程の規定に基づいて、平成27年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年4月28日規程4-1-16）

この規程は、平成28年4月28日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規程4-1-17）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年1月1日から施行し、第3条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）別表第1、別表第2及び別表第3のアの規定は平成28年4月1日から、第57条第1項及び附則第13項の規定は平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程の規定に基づいて、平成28年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年3月31日規程4-1-18）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条第3号に規定する介護福祉職給料表は、平成29年4月1日（以下「切替日」という。）以後に採用された介護福祉員に適用する。ただし、切替日の前日において介護福祉員として在職し、切替日以後も引き続き在職している介護福祉員で医療職給料表（2）の適用を受けている者にあつては、昇任等により医療職給料表（2）を適用して決定される給料月額が、切替日以後に介護福祉職給料表を適用したものとみなして計算した給料月額を下回るときは、介護福祉職給料表を適用するものとする。

（初任給調整手当に関する経過措置）

- 3 施行日の前日において理学療法士又は作業療法士として在職していた職員で旧規程第29条の規定により初任給調整手当が支給されていた者のうち、施行日以後も引き続き在職している者については、なお従前の例による。

(長野県からの移行職員にかかる特例)

- 4 移行職員(派遣職員(「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)及び「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」(平成13年長野県条例第38号)に基づき、法人の要請に応じて、長野県が派遣する職員をいう。)が、理事長等の要請に応じ、引き続いて法人職員となるために退職し、かつ、引き続いて法人職員となった者をいう。)の第5条に規定する給料表の適用については、その者の職にかかわらず、理事長が定めるものとする。

(期末手当及び勤勉手当における特例)

- 5 移行職員となつてから最初に支給されるその者の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第53条第1項に規定する在職期間又は第56条に規定する勤務成績については、移行職員となる前日までの引き続く長野県職員としての在職期間又は勤務成績を引き継ぐものとする。

附 則(平成29年11月1日規程4-1-19)

この規程は、平成29年11月1日から施行する。ただし、旧規程第14章の規定による阿南・木曾特別地域手当の支給については、平成29年11月30日まで適用することとする。

附 則(平成29年11月30日規程4-1-20)

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(平成30年2月28日規程4-1-21)

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規程4-1-22)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第16条ただし書及び第19条第3項第3号から第6号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「事務職8級職員」という。)にあっては、3,500円)、前条第1項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円	前条第1項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員
---------	--	---

		に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)
第19条第1項	扶養親族（医療職(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医療職(1)4級職員から医療職(1)4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
	場合（医療職(1)4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第17条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び医療職(1)4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第17条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
第19条第2項	扶養親族（医療職(1)4級職員にあつては、扶養親族た	扶養親族

	る子に限る。)	
	なった日、医療職(1)4級職員から医療職(1)4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職(1)4級職員以外となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、医療職(1)4級職員以外の職員から医療職(1)4級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職(1)4級職員となった日	死亡した日
第19条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定に

		<p>よる届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定</p>
第19条第3項第2号	扶養親族（医療職(1)4級職員にあつては扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第16条ただし書及び第19条第3項第3号から第6号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「事	、同項第2号

	務職8級職員」という。) にあつては、3,500円)、前条第1項第2号	
第19条第1項	扶養親族(医療職(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医療職(1)4級職員から医療職(1)4級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第19条第1項第1号	場合(医療職(1)4級職員に扶養親族たる配偶者、父母たる要件を具備するに至つた者がある場合	場合
第19条第1項第2号	場合及び医療職(1)4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)	場合
第19条第2項	扶養親族(医療職(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)	扶養親族
	なつた日、医療職(1)4級職員から医療職(1)4級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職(1)4級職員以外となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、医療職(1)4級職員以外の職員から医療職(1)4級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないとき	死亡した日

	はその職員が医療職(1)4級職員となった日	
第19条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第19条第3項第2号	扶養親族(医療職(1)4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)	扶養親族

(平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第16条ただし書並びに第19条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第1項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)
	あるもの	あるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
	事務職8級職員	事務職8級職員及び医療職(1)4級職員
	前条第1項第2号	同項第2号
第19条第1項	扶養親族(医療職(1)4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医療職(1)4級職員から医療職(1)4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第19条第1項第1号	場合(医療職(1)4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	場合
第19条第1項第2号	場合及び医療職(1)4級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)	場合
第19条第2項	扶養親族(医療職(1)4級職員にあっては、扶養親族た	扶養親族

	る子に限る。)	
	なった日、医療職(1)4級職員から医療職(1)4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職(1)4級職員以外となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、医療職(1)4級職員以外の職員から医療職(1)4級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職(1)4級職員となった日	死亡した日
第19条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第19条第3項第2号	扶養親族(医療職(1)4級職員にあっては扶養親族たる子に限る。)	扶養親族
第19条第3項第4号	事務職8級職員	事務職8級職員及び医療職(1)4級職員
第19条第3項第6号	事務職8級職員	事務職8級職員及び医療職(1)4級職員

(平成30年3月における勤務に係る第46条から第48条までに規定する勤務1時間当たりの給与額に関する特例)

- 5 平成30年3月における勤務に係る第46条から第48条まで及び第73条に規定する勤務1時間当たりの給与額については、第74条第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。

附 則 (平成30年12月1日規程4-1-23)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日規程4-1-24)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年1月1日から施行し、第3条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のアの規定は平成30年4月1日から、改正後の職員給与規程第57条第1項及び附則第3項の規定は平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する勤勉手当の額の特例)

- 3 平成30年12月1日を基準日とする勤勉手当の額は、改正後の職員給与規程第57条、第68条第1項又は附則第25項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される当該勤勉手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(当該合計額が、基準額から第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程(第1号及び第4項において「改正前の職員給与規程」という。)第57条第1項の規定を適用した場合に同月に支給されることとなる勤勉手当の額を除いた額(以下この項において「調整額」という。))を超えるときは、当該調整額)に相当する額を減じた額とする。
 - (1) 平成30年4月1日(同月2日から第2条中第22条の改正規定の施行の日(以下この号において「施行日」という。)までの間に職員(地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程(以下この項において「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員以外の者又は職員であって職員給与規程第22条の適用を受けるもの(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下この項において「調整対象職員」という。)以外の者から調整対象職員になった者)にあつてはその調整対象職員となった日)において調整対象職員が改正後の職員給与規程の規定に基づき受けるべき給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、改正前の職員給与規程第22条に定める割合から改正後の職員給与規程第22条に定める割合を減じた割合(以下この項において「地域手当の調整割合」という。))を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成30年6月1日において調整対象職員であった者が同日に改正後の職員給与規程の規定に基づき受けるべき給料の月額(理事長が定める職員にあつては、その職務の級等に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。同号において同じ。)及び扶養手当の月額合計額に、地域手当の調整割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき期末手当に係る職員給与規程第53条第1項各号列記以外の部分(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき期末手当に係る同条第1項各号に定める割合を乗じて得た額
 - (3) 平成30年6月1日において調整対象職員であった者が同日に改正後の職員給与規程の規定に基づき受けるべき給料の月額に、地域手当の調整割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき勤勉手当に係る職員給与規程第57条第1項前段に規定する割合を乗じて得た額

(4) 平成30年12月1日において調整対象職員であった者が同日に改正後の職員給与規程の規定に基づき受けるべき給料の月額（理事長が定める職員にあっては、その職務の級等に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。同号において同じ。）及び扶養手当の月額の合計額に、地域手当の調整割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき期末手当に係る職員給与規程第53条第1項各号列記以外の部分（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき期末手当に係る同条第1項各号に定める割合を乗じて得た額

(5) 平成30年12月1日において調整対象職員であった者が同日に改正後の職員給与規程の規定に基づき受けるべき給料の月額に、地域手当の調整割合を乗じて得た額に、同月に当該調整対象職員であった者が受けるべき勤勉手当に係る職員給与規程第57条第1項前段に規定する割合から職員給与規程附則第25項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額

（給与の内払）

4 改正前の職員給与規程の規定に基づいて、平成30年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年2月21日規程4-1-25）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第2条、第34条、第59条及び附則第27項の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日規程4-1-26）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年12月24日から施行する。ただし、第25条及び第26条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）別表第1から別表第3までの規定は、平成31年4月1日から適用する。

3 前項の規定は、平成31年4月1日からこの規程施行の前日以前に退職した者については、適用しない。

（給与の内払）

4 この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて、平成31年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年2月28日規程4-1-27）

この規程は、令和2年3月1日から施行する。ただし、訪問看護事業所に係る規定については、令和2年4月1日から施行する。